

### □西宮市消防協力隊

#### ～消防局・消防団に続く第3の消防隊～

##### 西宮市消防局消防課

###### はじめに

西宮市は、兵庫県の南東部で大阪湾北部沿岸に臨み、東は武庫川・仁川を境に尼崎市・宝塚市に、西は芦屋市に、北は六甲山地北部で神戸市にそれぞれ接し、阪神地域の中央部に位置しています。

西宮市を知らない人にも、全国的に有名な「甲子園球場のある町」と言えば理解してもらえ、「文教住宅都市・環境学習都市」として活力と希望に満ちたまちづくりをめざしています。

###### 阪神・淡路大震災

平成7年1月17日午前5時46分、震度7に達する都市直下型の大地震により、これまでに築き上げてきた都市機能や市民生活の安定を瞬時に失い、多数の家屋やビルの倒壊、道路網や水道・電気・ガスなどのライフラインが寸断し、市民生活は大混乱に陥りました。

しかし、その地獄絵図の中においても隣近所の方々が、協力し合って潰れた家から

多くの人を助けたことや、消火器を使って火災を消した事例が多くみられ、住民同士の自主的な活動による防災活動の大切さが改めて認識されました。

###### 西宮市消防協力隊発足の経緯

震災当時は未曾有の被害が続発し、災害規模が行政の防災対応能力を大きく上回りましたが、市民・消防団などが消防機関と一体となって、消火・救出救護・警戒等に当たり大きな力を発揮するとともに、事業所各社においても、食料の供給や施設を開放しての給水・入浴など市民生活に大きく貢献しました。

大規模災害時の活動は、災害発生初期の対応が特に重要であり、専門的な知識・技術を有する多くの人員が必要です。

そこで、地震などの大災害が発生した時、市内事業所の協力を得て、自衛消防隊ポンプ操法大会を通じて訓練し、精通された消防防災活動能力を持つ自衛消防隊が、可搬式消防ポンプや大型消火器、救助・救急資機材等を活用して、事業所を拠点とした周辺

地域の消火、救助、救急活動を行い、消防防災機関を補完する目的で「西宮市消防協力隊」が平成8年10月3日に結成されました。

## 西宮市消防協力隊の内容

設立に伴う事務処理として、西宮市消防協力隊の育成指導要綱に基づき、趣旨に賛同する事業所から申し出がある場合、「西宮市消防協力隊の災害応急活動に関する協定書」の締結を取り交わし、消防局にて西宮市消防協力隊登録台帳に登録し登録事業所として認定する。

協定書の主たる内容については、次の各項目のとおりです。

### 1 構成団体及び登録期間について

自衛消防隊を組織する事業所で原則として2年間とし、異議がない限り継続することとしました。

### 2 災害の種別及び規模について

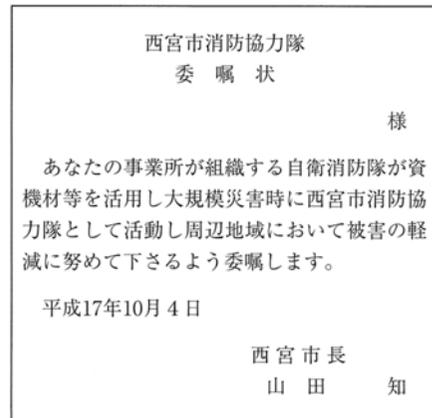
台風・地震・同時多発火災等の大規模災害、航空機事故及び列車事故等の集団救急や救助事故、その他必要と認めた災害としました。

### 3 活動範囲について

事業所周辺という活動範囲については、隊員が徒歩で活動できる範囲という考えから、概ね事業所が所在する小学校区の範囲内としました。

### 4 身分(委嘱状の交付)について

2年毎に更新することとし、自衛消防隊ポンプ操法大会時に西宮市長又は助役から交付されます。



消防協力隊委嘱状



委嘱式

### 5 出動要請について

出動を要請する時は、活動種別・場所等の明示を原則としますが、災害規模などにより、要請を待たずに出動した場合は要請があったものとみなすことにしました。

### 6 資機材の補填について

事業所が所有する資機材を災害活動時に使用した場合、消耗品の現物支給と車両・機械・器具類の燃料費、破損または故障が生じた場合の修理費を市の負担としました。

## 7 活動時の補償について

現場活動中における補償については、使用者の命令により行った消防作業及び消防訓練で、消防組織法による公設消防組織の要請に応じて行う消防作業従事中、被災した隊員に係る災害等の取扱いについては、消防組織法第 15 条の 7 又は消防法第 36 条の 3 の規定により、市町村の損害補償が行われる時は、労働者災害補償保険法による保険給付の額が当該市町村が行う損害補償の額を上回る場合にその上回る額について給付すること（「労働者災害補償保険法第 7 条（保険給付の種類）の解釈例規」より）、西宮市消防団員等公務災害補償条例に基づいて事務手続きを行うこととしました。

## 発足の効果

西宮市消防協力隊を委嘱してから、防災に対する認識が高まり、自社の訓練以外の訓練に対しても積極的に参加される機会が多くなりました。

例えば、平成 17 年 11 月 1 日に実施された西宮市総合防災訓練では、集団災害救出へ護訓練での大型バスから負傷者の救出、同時多発火災消火訓練では、炎上建物に自隊所有の可搬式消防ポンプを使用しての消火など、2 事業所の西宮市消防協力隊が消防団・自主防災会とともに参加協力されています。

また、平成 17 年 8 月 28 日に実施された西宮市防災講演会では、「南海地震と津波について」の講演会に、消防団・自主防災会とともに参加され防災知識の啓発を図られてい



平成17年度西宮市総合防災訓練



平成17年度西宮市防災講演会

ます。

他方、訓練や講演会だけではなく、平成 17 年 12 月に発生した 500 ㎡を焼損する建物火災では、負傷者こそありませんでしたが、炎上し煙が周辺に立ち込めるなど騒然とした雰囲気の中、現場直近の事業所の消防協力隊が、敷地内から可搬式消防ポンプや屋内消火栓を使用して約 1 時間放水し、延焼阻止に大いに貢献するなど実火災でも活躍されています。

表彰事例では、上記の消火活動に対しての署長表彰や「愛と希望のまちづくり」のために地道な活動を継続して行った団体の功績を称える趣旨のもと、市制 80 周年記念・西宮市感謝状が西宮市長より消防協力隊（15 社）に贈呈されました。



建物火災・消火活動

- |    |                           |
|----|---------------------------|
| 1  | アサヒビール株式会社西宮工場            |
| 2  | JFEスチール株式会社東日本製鉄所西宮工場     |
| 3  | JFEアドバンテック株式会社            |
| 4  | 日本盛株式会社                   |
| 5  | 大関株式会社                    |
| 6  | 辰馬本家酒造株式会社                |
| 7  | 森永乳業株式会社近畿工場              |
| 8  | 伊藤ハム株式会社西宮工場              |
| 9  | 有恒薬品工業株式会社                |
| 10 | 極東開発工業株式会社                |
| 11 | 阪急電鉄株式会社鉄道事業部運転車両部車両課神戸線係 |
| 12 | 新明和工業株式会社                 |
| 13 | 株式会社指月電機製作所               |
| 14 | 資生堂物流サービス株式会社近畿商品センター     |
| 15 | ダイハツ工業株式会社                |

西宮市消防協力隊15社

## おわりに

阪神・淡路大震災では、地域住民による「共助」が大きな役割を果たしましたが、今年度初めに発生した尼崎JR福知山線脱線事故では、発災直後に現場周辺の事業所が業務を一時中断して、車両からの負傷者の救

出、車両の座席等を担架がわりにしての負傷者搬送、水・タオルを使用しての応急手当、歩行可能な人には事業所の敷地に誘導し飲料水の提供、休憩場所の提供など、発災から消防隊や警察が現場到着するまでの時間的空白を十分に埋める活動をされた事例や西宮市消防協力隊の建物火災の放水活動の事例など、これこそ地域防災力の手本であり今後の地域防災力強化の見本であると思います。

これらの実災害を通して、事業所は企業として企業内の危機管理に精通し、周辺住民と共存共栄であるという社会的使命を認識しているため、被災場所が事業所周辺で発生した場合、事業所内の職務命令システムを活用した組織的な活動が、突発事故に対する迅速な初期の救出救護や消火活動を可能にしており、事業所は地域防災力の担い手として重要な意味合いを持っています。

そのため、防災協力を促進させる方策として、SRIファンド(社会責任投資～企業が防災分野に積極的に取り組むことによって、消費者や投資家から社会的評価を得て企業実績・価値を向上させる～)や防災格付け制度の導入などが考えられていますが、現場の一线にいる我々消防職員は、日頃の消防・防災訓練や各種の消防大会出場に伴う訓練指導を通して、消防協力隊と顔の見える関係を築いていく、言い換えれば日常の付き合いが地域コミュニティ醸成の原点であり、ひいては「災害の備え」に結びついていくものと信じて、「地域防災力の向上」という命題に努力していきたいと考えています。